

会則の一部改正の提案

(第5回総会・1999年10月31日)

参与・相談役に関する規定の削除

6(5)常任理事会

常任理事会は本会の執行機関で、会長、常任理事、参与により構成します。

常任理事会は本会の執行機関で、会長、常任理事により構成します。

(7)顧問、相談役、参与

顧問、相談役、参与は、必要ある時、常任理事会において推薦し、会長が委嘱します。

新たな委嘱は、次の総会に報告し承認を受けます。

(7)顧問

顧問は、必要ある時、常任理事会において推薦し、会長が委嘱します。新たな委嘱は、次の総会に報告し承認を受けます。

条文の追加

10 その他

以上の条項に規定されていない事項については、本会の目的と会則の精神に則り、常任理事会の議決により対応します。

付記

1999年10月31日、一部改正。